

醍醐寺三宝院と座主職の相承 ——『醍醐寺座主讓補次第』からの検討——

異 昌 子*

はじめに

醍醐寺に関する先行研究は豊富に蓄積されており、早くには中島俊司氏や佐和隆研氏による通史がみられる¹。また、寺内の組織や人的構造といった内部構造を捉えたものとしては伊藤清郎氏の研究が、草創期の醍醐寺と聖宝に関しては大隅和雄氏の、摂関期の醍醐寺については土谷恵氏の研究がある²。

中世醍醐寺の研究も盛んであり、永村眞氏³をはじめとして院家と法流に注目したものが多く、三宝院や座主職についても、土谷恵氏や藤井雅子氏による論考⁴等がみられる。近年では南北朝期以降の、室町幕府との関係性に焦点を当てた研究が殊に活発になっており、大田壮一郎氏や橘悠太氏、小池勝也氏によるもの⁵が挙げられる。

これらの諸先学に代表される学会の動向を鑑みるならば、院政期以降、南北朝に至るまでの間の醍醐寺の姿を明らかにすることが今日特に求められている研究といえるだろう。さらにその時期は院家の誕生と法流の相承、そして朝廷や幕府といった世俗権力との関わりといった、中世醍醐寺を特徴付ける事柄が現れ出したときであるため、この時期の考察を深めることによって、それらの発端の解明が期待される。

そこで本稿では、醍醐寺を統括する座主の讓補経緯を基にしながら、平安・鎌倉期にかけての醍

醐寺三宝院と座主職の特質に関して検討を加える。その際に着目するのが、『続群書類従』に掲載された、『醍醐寺座主讓補次第』⁶である。これは史料名が示す通り醍醐寺座主の補任次第であるが、ちょうど平安中期から鎌倉末期にかけての座主が列記されており、三宝院との関係性も踏まえながらたどることで、法流の相承など、中世初期の醍醐寺の姿が鮮明になると思われる。そこで史料性格の検討から始め、歴代座主の讓補経緯を詳細にたどりながら、三宝院と座主職の特質を追究していくことにしたい。

1. 醍醐寺座主職と三宝院

『醍醐寺座主讓補次第』の概要

はじめに、『醍醐寺座主讓補次第』（以下、『讓補次第』と略記する）の史料性格を概観しておきたい。これは醍醐寺座主の補任次第を一巻にまとめたもので、本稿で検討する『続群書類従』の底本は真福寺本または同系統の写本とされる⁷。記載された内容としては、前半部に第15代座主定海による康治2年（1143）の讓状や、第16代座主元海の保元元年（1156）の起請文をはじめとした文書を挙げ、後半部には初代観賢から第42代座主実勝に至るまで、歴代座主の讓補や略譜等を簡易的に記す。著者は不明だが、最も新しい記述内容が第42代座主実勝のものであることから、成立年代は実勝が座主に就いていた弘安10年（1287）7月から正応元年（1288）12月の間と推定されよう⁸。史料の概略は以上だが、次にその詳細に

* 日本学術振興会特別研究員（PD）

関して、前半の文書類から順にみていくことにする。

まず前半部の文書類を順に挙げると、①康治2年6月1日付けの定海讓状と保元元年6月20日付けの元海による奥書⁹、②同年6月12日付けの元海起請文¹⁰、③保元元年6月20日付けの明海起請文、その後「代々手継等略之」との記述を経て、④弘安2年5月9日付けの龜山院院宣で終わる。

それぞれの内容としては、①の定海讓状は定海私建立の灌頂院、経蔵等を元海に譲るものである¹¹。②は経蔵に所蔵される書籍・秘曼荼羅を累代の重宝として嫡々相承する旨を記す元海の起請文であり、③は先の元海の起請を守る旨を記した、第17代座主明海の起請文である。さらに②・③では、ともに秘法を他門・他人に伝えることを禁じている¹²。時代が下った④は第40代座主定勝に対して、三宝院相承を安堵する龜山院院宣である。

定海・元海・明海・定勝の全員が醍醐寺座主に就いた人物であることを踏まえると、これらの文書は座主職の相承にあたって殊に重要なものとして『讓補次第』の冒頭に記載されたと推察される。そこで次に座主職の讓補とこれらの文書の関係性を捉えていくが、それに先立って、醍醐寺における座主職の相承の在り方を確認しておく。

醍醐寺における座主職の相承

醍醐寺の座主職は、第11代座主の明観が覚源に讓与し、その覚源が付法の嫡弟である定賢に讓った¹³ことを先例として、以後座主職は座主である師僧から嫡弟として付法を受けた者に相承されていた。後述のように、『讓補次第』で座主の略譜や讓補次第が記されるのが明観以降である点からも、ここに座主職と付法の嫡弟とが結び付くという画期が見出せるだろう。そして付法の嫡弟と結び付いたことで、座主職の讓補は法流の継承とも深く関わることになる。

さらに各法流が院家を拠点として相承されたことから、法流は院家と不可分の関係性を有していく。醍醐寺では11世紀末以降に院家が多く建立さ

れ¹⁴、寺域内にありながらも早い時期から師資相承されていた¹⁵。そうした院家が法流と強く結び付いていく契機は、第14代座主勝覚の弟子である定海・賢覚・聖賢が流祖となり、それぞれの法流を三宝院・理性院・金剛王院を拠点として相承したことに求められる¹⁶。この分派を機に勝覚以来の法流の正統性をめぐる対立が生じ、座主職継承の問題と併せて法流間での激しい競争がなされていくことになった。そしてそのような法流間の対立のきっかけともなる分派の中で、勝覚から座主職を讓与されたのは定海であった¹⁷。

座主職の相承が付法の嫡弟と結び付いていたことを鑑みると、勝覚の弟子たちによって法流が分かれる中、定海に座主職が讓られたことは法流の嫡弟として認められたことと同義であったといえよう。その定海以降、座主職は三宝院流を中心として継承されていき、三宝院流では法流とともに座主職の相承も重要な問題とされていくのである。したがってこの段階に至ると、座主職の継承が師資間での讓与に留まらず、院家と結び付いた法流の相承にも関わるものになったといえ、これを以て座主職讓補の第二の転換点と捉えることができるだろう。

ここで『讓補次第』の冒頭に挙げられた文書の①～③が定海・元海・明海によるものであったことを想起したい。座主職讓補の転換期であることと、これらの讓状や起請文で灌頂院や経蔵の讓与、及び経蔵に所蔵される書籍・秘曼荼羅を累代の重宝として嫡々相承すべきものと定め、秘法を他門・他人に伝えることを禁じている点を併せ考えると、これらは三宝院流の維持・相承の重要性を示すとともに、座主職と三宝院流との結び付きを主張するものと考えられる。殊に②の元海の起請文は、秘法の流出を禁じて三宝院流と他門との差別化を図るのに加えて、座主職を強く意識した内容となっている。つまり座主職は三宝院流内で継承されるべきものであることを明示するために、これらの文書が記載されたと捉えられるのである。

またこれらの画期は、後半部の座主讓補次第の記述にも少なからず影響を及ぼしているものと推察される。

そこで座主職の継承が法流・院家と結び付いていった背景を踏まえつつ、次章からは『讓補次第』後半部の座主讓補次第に検討を加える。なお前半部の文書の内、④龜山院院宣は他の文書と比べて時代が離れているためここでの言及は避け、5章で改めて考察する。

2. 三宝院の座主房化

観賢～慶助

続いて後半部の醍醐寺座主の讓補次第を、各座主について就任順に概観していく（【表】）。

この讓補次第は「醍醐寺座主代讓々補事^(ママ)」から始まり、初代から第42代までの歴代の座主が順に記載されている。その内初代観賢から第10代慶助までの座主は聖宝門流の者であり、必ずしも師資相承の原則に基づいた讓補によるものではないとされる。

明観～定賢

その後、第11代明観以降の座主は略譜や讓補次第が記される。明観は長徳4年（998）12月17日に座主に就任し、寛仁2年（1018）12月26日に寺務を弟子の覚源に讓与する。これは同年、後一条院から当座主職は永く門弟に讓補すべきとの宣下があったことを契機になされた讓与であり、これ以降醍醐寺の座主職は位次の上下に関わらず、師範の挙状を以て官符が下され、補任されるようになったという。

こうして明観の讓与により覚源が座主に就いたが、これは覚源自身の受法灌頂の師範である仁海をはじめとした、上臈を超えての就任であった。まさに門流内での上下関係によらず、座主からの讓補によって座主職が継承されたのである。すなわち後一条院の宣下によって師資相承に基づいた座主職の継承がなされるとの原則が示され、実際

に明観から覚源への座主職の讓与がなされたことは座主職継承における一つの画期であったといえる。そして『讓補次第』において座主の略譜や讓補次第が記されるようになったのが明観以降である要因は、この点に求められるであろう。加えて先述の通り、覚源が付法の嫡弟の定賢に座主職を讓ったことによって、付法の嫡弟が座主職を継承するという先例が築かれることになった。さらに覚源は定賢への座主職の讓与とともに自身は檢校職に就くが、これは定賢が、自身と同様に上臈を超えて座主に就いたことへの対処と捉えられる。つまり前座主の覚源が檢校となることで定賢の地位が脅かされないようにするとの意図が垣間見られ、師資相承の原則に基づいた座主職の継承がまだ確立しきれていなかったことと推定されるのである。なお、座主職を弟子に讓補した後に檢校職に移行する仕組みはこれ以降も長く続くことになる。

勝覚～明海

応徳3年（1086）6月16日、定賢は弟子の勝覚に座主職を讓与し、自らは檢校職に就く。そしてこの勝覚の弟子の代に、座主職の讓補に関する次の画期が訪れる。

先にも触れたが、勝覚の門弟の内、定海・賢覚・聖賢が一流をなし、それぞれの法流は三宝院・理性院・金剛王院を拠点として相承されていく。これを契機に各法流は勝覚以来の法流の正統性をめぐって対立することになり、殊に座主職継承の問題と併せて激しい競争が繰り返されることになった。こうして醍醐寺では座主職と法流、さらに法流の拠点となる院家とが複雑に絡み合いながら、それぞれの相承がなされることになる。

また、法流や院家の相承が座主の継承と関わってくる点は、『讓補次第』の記述にも影響を与える。勝覚より前の座主では、座主の人名の下には前座主の弟子であることと、寺務の着任年数が記されていたが、勝覚以降は、それに加えて院家名が記載されるようになるのである。これは座主の

継承にあたり、法流とその拠点となる院家が重要となったことを示すものであろう。

そのような状況下の永久4年(1116)5月23日、勝覚から座主職を譲与されたのは三宝院流の祖となる定海であった。三宝院は勝覚が開いた院家だが、定海が継承し、そこを拠点とする法流を形成したのである。そしてこの勝覚から定海への座主職譲与を機に、以降座主職は三宝院流を中心に継承されていくことになった。さらに定海は長承元年(1132)5月27日¹⁸に弟子の元海に、元海は保元元年(1156)6月13日¹⁹に弟子の明海(改名実運)に座主職を譲与する。ここで注目すべきが、元海のとくに初めて「三宝院相伝」との文言が『譲補次第』に現れる点である。これは三宝院を相伝することが座主継承の根拠となること、さらにいえば三宝院の相伝が座主職の継承と同義であることを示していると考えられ、法流が分かれる中、三宝院の相承者こそが座主職に就くべきことを主張する必要性が高まっていったことを窺わせるものである。

三宝院の座主房化

この点は三宝院という院家の性質の変化をみることで、一層鮮明に捉えることができる。三宝院は定海と元海のとくに、座主房と灌頂院から成る形態が整えられ、定海個人の院家であると同時に醍醐寺政所の役割も担う、公私双方の性格を有するものになった²⁰。三宝院が座主房の機能も併せ持つという、院家と寺家とが明確に分離しないこの構造が、その後の座主職の相承にも強い影響を及ぼしていくことになる。そこで三宝院がいかなる性質を有していたかを、定海と元海の譲与を通して考察する。

『譲補次第』の冒頭に記載された①定海譲状には、元海によるふたつの奥書がみられる。そのひとつ目には「前大僧正被付属寺家経蔵并万事於元海之状一通、今又書具経蔵書籍・秘仏等起請安置之、代々座主見此文、如守眼精凡勿相背矣」とあり、以後の座主職の譲与はこの定海の例に倣う

ようにとする。またもうひとつの奥書は、「此経蔵秘曼荼羅并書籍道具等、伝自 尊師般若僧正、嫡々相承至于予時、無紛失無外見、爰前大僧正讓状書具起請、譲与明海律師了、能々秘蔵可伝次座主矣」というものであり、定海の讓状自体が元海の起請と併せて明海に譲られたことが分かる。

ここで注目すべきは、定海の讓状と元海による奥書で師資相承の対象として挙げられているのが灌頂院・経蔵・秘曼荼羅・書籍・道具等であり、三宝院自体ではない点であろう。三宝院は法流の拠点となる院家であるにもかかわらず、その譲与が明言されていないのである。その理由としては、定海・元海が座主の間に座主房として整えられたことによって、三宝院は代々の座主が相承するものとなったためと考えられるだろう。定海の讓状にみられるように、座主個人の法流の拠点を維持・形成するために必要となる灌頂院・経蔵・秘曼荼羅・書籍・道具等は讓状を以て譲与した一方で、三宝院自体は座主房として座主職に伴い相承されたと捉えられる。そうであるならば、定海・元海によって座主房として整えられたことで、三宝院は座主房と座主個人の法流の拠点という、ふたつの役割を担うようになった。そして三宝院の座主房としての側面と、個人の法流の拠点としての側面とは、譲与の仕方において明確に分けられていたといえる。

ただし、これは座主職と法流の継承者が同一人物であることを前提とした譲与でもあり、定海は一族内での相承を通して、その同一性を保とうとしていた。定海の讓状に「一族之上、為入室写瓶之弟子、仍委付万事之状如件」とあるごとく、定海から元海への譲与は一族内でなされたものであった。加えてこのころの醍醐寺の座主職は、定海と元海の前後を含め、勝覚一定海一元海一明海と、源師房の子孫によって相伝されており²¹、そのことが座主職と法流を同一人物が相承する保証となっていたとみるべきであろう。

すなわち勝覚から明海にかけての座主職の讓補

の特徴としては、法流と院家とが結び付きを強め、それらが座主職の継承と相互に影響を及ぼしあうようになる中、三宝院が座主房としての機能を有するようになったことが挙げられる。法流の拠点としてのみならず座主房としての機能も併せ備えたことで、三宝院は座主職の譲補に際しても不可欠な院家となったのである。しかし明海の次代の座主に勝賢が任じられたことにより、三宝院の位置付けに再度変化が生じることになる。

3. 座主房と法流との分離

勝賢～実継

明海の弟子の内、次の座主を予定されていたのは勝賢であったが、平治元年（1159）12月12日に勝賢が配流された上、明海自身も所労のため、永暦元年（1160）2月18日に同じく弟子の乗海に座主職を譲与し、同19日に朝廷に挙状を提出した。しかしながら翌日の20日、「天下騒動」があったために座主補任の宣下が滞り、同24日に明海は入滅してしまう。勝賢の配流及び永暦元年の「天下騒動」とは、平治の乱の影響と考えられるが²²、同月に勝賢を召し返す旨の宣下があり、勝賢が上洛すると、乗海への座主職譲与に対する宣下がまだなされていないとの理由により、乗海の前に譲りを受けた勝賢が同年5月1日に座主に就任することになった。

ここで留意すべきは勝賢が藤原通憲息²³であり、源師房の一族ではない点である。三宝院を座主房とした定海と元海は、一族内での相承によって座主と法流の相承者との一致を保証していた。その先例に反して勝賢を選んだ理由を考えると、そこには後白河院が関与した可能性が浮上する。勝賢父の通憲の妻である紀伊守藤原兼永女朝子が後白河院の乳母であり、勝賢はその朝子所生と考えられる²⁴ことから、座主職補任に関して後白河院の介入があったのではないかと推測されるのである。それに対して乗海は源師房曾孫、俊房の孫で、明

海の甥であった²⁵。したがって定海の意向を汲むならば、乗海が座主となるべきであったと考えられ、また、勝賢の配流後すぐに座主職を乗海に譲与したことから、明海自身も本来ならば乗海を後継に据える意向であったと推察される。

すなわち明海の譲与は、定海からの先例と世俗権力の介入とが衝突する中でなされたといえるが、明海の入滅によって、座主職をめぐる勝賢と乗海との対立が生じるようになった。まず乗海が朝廷に訴え出した結果、二条天皇の綸旨²⁶が出され、勝賢から乗海に座主職が譲られた。乗海は治承2年（1178）3月日、弟子の実海に座主職を譲与したものの、実海の補任以前の同5月4日に急死してしまう。勝賢はそれまで高野山に逃れていたが、乗海の死を受けて醍醐寺に戻り²⁷、治承2年5月7日に座主に復任した。このとき勝賢と実海との間で契約を交わし、勝賢—実海の順に座主職に就くこととなったため、勝賢はわずか2年後に実海に座主職を譲っている。その実海もまた寿永元年（1182）10月25日に座主職を譲与せぬまま死去したことから、「如本可令知行」との院宣が出されて勝賢が三度目の座主就任を果たした²⁸。このとき勝賢は11年に亘って寺務に就き、建久4年（1193）10月11日に弟子の実継（本名実信）に座主職を譲与し、自身は検校となった。さらに勝賢は、実継に弟子の良海がいたにもかかわらず、実継の次代の座主を勝賢自身の弟子である成賢にするよう言い置き、それに従って実継は建仁3年（1203）2月28日、成賢に座主職を譲与した。

以上のことから明海の後、座主職は勝賢—乗海—勝賢—実継—勝賢—実継—成賢との順に譲られていき、座主職をめぐる源師房の一族やその弟子と、勝賢との競合があったことが明らかになった。さらにこの対立は、座主職のみならず三宝院流とその拠点の三宝院をめぐるものであったともいえるだろう。その結果、勝賢の後に実継・成賢と勝賢の弟子が座主職に就き、定海の譲状を基にした同族内での座主職の師資相承は途絶えること

になった。ただし『譲補次第』の前半部に定海の譲状等が記されているごとく、定海・元海が三宝院を座主房として整え、三宝院流が座主職を継承する基盤を形成したことはこれ以降も座主相伝の根拠となり、規範として重視され続けていくのである。

成賢～道禅

勝賢の意向によって座主に就いた成賢は、元久2年(1205)6月に良海に座主を譲与する。この譲与が前座主実継の意向とされていることから推察するに、勝賢の遺言通り成賢に座主職を譲るにあたって、成賢の次の座主を実継弟子の良海とするよう約束したのかもしれない。だが良海は建永元年(1206)10月には座主を成賢に還付する。その理由について、『譲補次第』では所労のためとしているが、『醍醐寺座主次第』や『醍醐寺新要録』²⁹といった他史料では良海がこのとき19歳で未入壇であり、寺務にあたれなかったために座主を辞退したという。

ここで実継が成賢に、成賢が良海にと、それぞれが座主職を譲った時期に注目してみたい。実継は建久4年(1193)に座主に就き、建仁3年(1203)に成賢に座主職を譲与する。また、その成賢が良海に座主を譲ったのは元久2年であった。この間、実継が座主就任中の建久7年には勝賢が死去しており³⁰、成賢が座主に就いた翌年の建仁4年には実継が死去している³¹。つまり、いずれも先代の座主の没後になされた譲与であるものの、先代の意向を守る形での譲与がなされているのであり、座主職を譲った後もなお、寺内において権勢を振るった座主経験者の存在を窺うことができる。遡れば勝賢が三度に亘って座主に補任された経緯もまた、勝賢と明海・乗海の譲与の意向が絡みあい、対立してのことであった。勝賢・成賢のころの座主職譲補の特徴はこの点に求められるであろう。

話を成賢に戻そう。良海の辞任によって再び成賢が座主となったわけだが、成賢が建保6年(1218)に弟子の光宝へ座主職を譲補した後、座

主の短期での交代が数代に亘って続くことになる。光宝は承久3年(1221)に寺務を成賢に返付し、これを受けて成賢は同年、次の座主に定範を推挙した。ここで着目すべきは、光宝が座主職を定範に譲与するのではなく、成賢に返付した点であろう。定範が勝賢・成賢二人の弟子であることも踏まえれば、座主職を前座主に返付し、その前座主の弟子が後継の座主となるのは、明観以降続けられた、座主職の師資相承の原則とは異なる継承のされ方となるためである。その後元仁元年(1224)³²2月25日に定範が急死したため、この年の12月に聖海が座主に就いた。聖海は成賢・定範二人の弟子であることから、ここで座主職の師資相承の原則が復活した形にはなったといえる。しかし定範の没後から聖海が就任するまでの間、寺務を担っていたのは検校の成賢であったのに加え、成賢の推挙によって聖海が座主に就いており、寺務の実権を握っていたのは成賢であったことが知られよう。

その聖海は濫行のために座主職を解かれ、安貞3年(1229)3月5日³³に光宝が座主に復任するが、寛喜元年(1229)5月に子細あるにより成賢以下一同の違背を招き、成賢の推挙によって同年8月21日に成賢弟子の道禅が座主に就任することになった。当時寺内で実権を掌握していたのが成賢であったことはこれまでの事例からも明らかであるが、座主に背いた検校成賢の推挙を受けて座主補任の宣下が出されていることは、寺内のみならず朝廷からも成賢が醍醐寺の事実上のトップであることが認められていたことを示している。

座主職と法流の相承者の分離

先述の勝賢の事例を想起すると、明海・乗海の譲与の意向と競い合いながらも三度座主に就任し、実継に座主職を譲った後も、座主職の譲与先を言い置くなど、寺内への強い影響力を保ち続けていた。これが成賢のときに至ると、座主職を譲補し検校となった後も座主補任の決定権を握り続け、寺務の実権を掌握し続けるようになったといえる

だろう³⁴。そして勝賢・成賢が座主讓補後も実権を有していたことは、『讓補次第』の表記にも如実に表れている。実海、良海、光宝、定範に関しては、人名に続く三宝院に関する記述が、「三宝院相伝」ではなく「住三宝院」と記載されるのである³⁵。檢校として実権を握っていた勝賢・成賢の兩人の下で、この時期は必ずしも嫡弟が座主に就任するのではなく、檢校となった元座主の意向を強く受けながら、その門弟内で座主職が回されていた。そのため座主に就いた者が法流の相承者とは一致しない状況が生じ、その状態を以て「住三宝院」と表したと捉えられるのである。

加えて勝賢・成賢のときには三宝院の在り方にも変化が生じている。元海以後、三宝院は座主房として醍醐寺政所の機能を果たす一方で、三宝院流の相承者の法流の拠点としての役割も有していた。これに対して勝賢・成賢のときに顕著なのは、座主房としての三宝院は維持しつつ、それとは別に個人の法流の拠点となる院家を所持した点である。勝賢は上醍醐の覚洞院（岳東院）を、成賢は下醍醐の遍智院を自身の法脈と教学の拠点とした。覚洞院と遍智院における勝賢と成賢の活動については、既に土谷恵氏が詳細に追っている³⁶ところだが、両者は座主就任中も一定期間を三宝院ではなくそれらの院家で過ごしていたほか、そこで弟子に対して伝法灌頂を授けている³⁷。殊に成賢の座主就任中に遍智院は「御所」と呼ばれ、成賢の居所となっていたことが明らかである³⁸。

勝賢・成賢にみられる、自身の法脈と教学の活動の拠点となる院家を座主房以外に有するという動向は、座主房としての三宝院を法流と分離させる働きかけとも捉えられるだろう。ここで留意すべきは、座主職と法流の相承者の不一致である。勝賢の嫡弟は成賢であり、成賢の嫡弟は道教であったが³⁹、勝賢と成賢が嫡弟への付法を行ったのはそれぞれ死去する建久7年（1196）、寛喜3年（1231）のことであったのに加えて、兩人とも嫡弟を座主職に就かせる前に没している。換

言するならば、両者の存命中に座主と三宝院流の相承者が一致することはなかったものであり、座主と法流の相承者を一致させることで保たれていた、座主房であるとともに三宝院流の拠点であったという三宝院の性質が失われていたことになる。なおこれと対照的なのが定海の事例であり、定海が檢校となってからも三宝院は定海房であったという⁴⁰。定海の場合は嫡弟の元海に座主職と法流の双方を讓与しており、座主房と法流の拠点とが三宝院で一致していた。

この定海の事例との比較を通してより鮮明になる、勝賢と成賢による三宝院の位置付けの変化は、醍醐寺政所である座主房としての機能は残しつつも、三宝院流の拠点としての役割は他の院家に移行させようとするものである。そしてそれは、兩人が座主を辞した後も法流の頂点に立ち続けていたことと深く関係していると考えられるだろう。さらに勝賢は明海・乗海の讓与の意向と競合しながら、座主への就任とその讓与を繰り返した。また成賢は、自身が座主を退き檢校に就いた後も、座主の任命権を有し、寺務の実権を掌握していた。こうした状況を背景に、座主の居所と政務の場としての座主房たる三宝院とは別に、覚洞院や遍智院といった院家を重視し、三宝院流筆頭としての活動拠点としたのではないかと捉えられるのである。

しかしながら勝賢と成賢が座主房と三宝院流の拠点とを切り離そうとしたことは、定海以来三宝院流内で師資相承され続けた三宝院が、他流の下に渡る危機を後に招くことになる。この背景には法流間での対立が存在することから、その点も踏まえながら座主職と三宝院の相承過程をたどることとする。

4. 法流内外における対立

道禪～勝尊

寛喜元年（1229）8月に座主となった道禪は、

それ以前の光宝、定範、聖海と同様に成賢の弟子ではあったものの嫡弟には選ばれず、嫡弟となったのは道教であった。そのため道禪においても『讓補次第』での三宝院に関わる記述が「住三宝院」となっており、三宝院の相伝が叶わなかったことが示されている。成賢は寛喜3年に処分を行っており、その際に道禪に与えた讓状案⁴¹で道禪一期の後に座主職を道教に付すよう定め、同年9月19日に死去した⁴²。だが明海や勝賢の事例とは異なり、この成賢の意向通りに座主職が道禪から道教へと譲られることはなかった。道教との不和により、実際に道禪の譲りを受けて貞永元年(1232)6月25日に座主に補任されたのは賢海であった⁴³。

しかしながら賢海は金剛王院流に属しており、『讓補次第』においても道禪の弟子といった記述はなされていない。これは定海以来維持してきた、三宝院流の門徒が座主職を師資相承するとの先例を覆すものであった。当初座主職は師僧から嫡弟へと師資相承されるものであり、その後勝賢・成賢のころには座主が頻繁に替わり、三宝院流の相承者、つまり法流の筆頭に立つ者と座主とが一致しない時期が続いたが、三宝院流に連ならない者が座主に立つことは初めてのことであり、他流に対する三宝院流の優越した立場を揺るがす事態であった。さらに勝賢と成賢によって三宝院が座主房として整えられたことで、他流の者であっても座主であることを理由に三宝院に居住し得る状況となり、金剛王院流の賢海の移住を招くことになった。

そのためこの賢海の座主補任と三宝院への移住に成賢の門弟が反対し、賢海が座主に補任した貞永元年の内に三宝院の返還を要求して相論となった。道教、憲深、行嚴をはじめとした成賢の門弟は三宝院流以外の者が座主に就くことは新儀であるとして賢海の座主就任に反対する解状⁴⁴を朝廷に提出するが、その文書中で着目すべきは、三宝院が座主房であることを否定し、勝覚・定海が

「私建立」した三宝院は「門徒長弟」が相承してきた院家であるとする文言である。これは成賢が座主房として再編し、醍醐寺政所の拠点となっていた三宝院から座主房としての公の要素を取り去り、成賢門徒が師資相承する私の院家へと、三宝院の性格を変化させる主張といえるだろう。金剛王院流の賢海が座主に就いたことで、三宝院流は金剛王院流に、醍醐寺における寺務・法流の双方を掌握されかねない状況に陥った。この事態を受け、成賢門徒は三宝院を座主房ではなく「私建立」の院家とし、再び法流と結び付けることで返還を求めるとともに、座主職は三宝院流から立つことが先例であるとして座主職を取り戻す根拠にしたのである。

そして相論の結果、天福元年(1233)11月29日の後堀河院院宣⁴⁵によって三宝院は成賢の門弟に戻されたが、賢海が座主であることは変わらなかった。賢海は嘉禎2年(1236)12月に弟子の実賢に、その実賢は寛元3年(1245)12月に弟子勝尊に座主職を讓補し、讓後はそれぞれ檢校に就いた。三宝院は成賢門弟の下に返されていたため、彼らは座主職にありながらも金剛王院に居住し、『讓補次第』では「住金剛王院」と記されている。

讓状を必要とする三宝院

ここで今一度、三宝院の性質の変化に考察を加える。座主職の相承がひとたび三宝院流から金剛王院流に移行したことは、その後の三宝院の在り方に大きな影響を及ぼすことになった。土谷恵氏も指摘するように、賢海の座主補任に伴う貞永元年(1232)の相論を機に、三宝院は讓状を以て師資相承される院家となったのである⁴⁶。実際に三宝院に関する讓状は、嘉禎2年(1236)の道教讓状⁴⁷が初見と思われ、成賢以前のは管見の限り見受けられない⁴⁸。そしてこうした讓状の作成は、再び三宝院流の拠点となった三宝院が他流に奪われることのないように講じられた措置と捉えられる。

その後、憲深の座主就任を以て座主職の相承は三宝院流に戻り、三宝院は再び座主房として機能するが、三宝院に関する譲状は、憲深以降もなお作成され続けていく⁴⁹。このことは、三宝院が座主房の機能を取り戻した反面、師資相承の院家としての側面が強まったことを示しているのではないだろうか。また、譲状を以て三宝院を相承することは、朝廷をはじめとした寺外の権門から院家相承の安堵を得ようとする動きの表れでもあった。それ以前の事例では、座主職の譲補に対しては朝廷からの補任を得る必要があったものの、三宝院自体の譲与は法流内での師資相承によって完結していた。しかし相承時に譲状を作成し、法流内外にその相承を証明する必要性が生まれたことで、三宝院の相承は法流外の権力関係にも左右されるものとなっていったのである。

憲深～実深

再び座主職の譲補に目を向ける。賢海・実賢・勝尊と3代に互って金剛王院流の座主が続き、再び三宝院流に座主職に戻ったのは建長3年(1251)、憲深のときである。これまで述べてきたように成賢の嫡弟は道教であったが、道教は嘉禎2年(1236)5月に死去し⁵⁰、遂に座主に就くことはなかった。また、道禅もその前年の嘉禎元年11月に死去しており⁵¹、憲深が成賢の遺弟として注目されることになった。そこで憲深は三宝院流の掌握に努め⁵²、成賢門徒として三宝院流の筆頭に立つに至る。加えて『譲補次第』によると、「嫡々相承之職」たる座主職が三宝院流から離れて金剛王院流の座主が立っていた間、門跡の訴訟は止まず、寺家での喧嘩が絶えなかったことから勝尊の座主職が改易され、三宝院流の憲深が補任されたという。

すなわち成賢から付法の嫡弟に選ばれなかった憲深が、三宝院流の継承者として認められた背景には、金剛王院流との対立というアクシデントを契機にそれまで以上に他流を意識し、三宝院流内の結束が重要になったことが挙げられる。その

ような中、成賢門徒内の有力者の相次ぐ死去もあり、三宝院流の統括に成功した憲深が座主職と法流の双方を継承することになったのである。ここでようやく座主職と三宝院の相承者の一致をみるわけだが、それも長くは続かず、憲深の弟子の代には座主職と三宝院、法流をめぐる対立は一層混迷を極めていくことになる。

建長6年、憲深は嫡弟の実深に座主職を譲補し、自らは検校となった。実深は同7年正月11日に座主職に就くが、翌建長8年に検校の憲深はやはり自身の弟子である定済を座主に推挙し、定済は同年6月18日に座主に就いた。検校が座主の人事権を持ち、その門弟内で座主職が移動する状況は成賢のときと同様であり、座主職と法流の相承者の分離を再び招くことになるのである。そしてこの事態を生じさせた最大の要因としては、憲深が流祖となる報恩院流の存在が挙げられる。憲深は成賢から極楽房という、私的な目的のための坊舎を継承していたが、それを報恩院という院家へと発展させ、三宝院流の正統を称する報恩院流の拠点とした⁵³。憲深はこの報恩院と法流を弘長元年(1261)7月28日に実深に譲与し、その一方で正嘉元年(1257)12月28日、自身が暫く籠居するためとして定済に三宝院を譲与し、寺務の執行を頼んでいる⁵⁴。こうして報恩院と法流の相承者である実深と、座主房たる三宝院と座主職の相承者である定済という、複雑な構図が築かれることになった。

再び座主房化する三宝院

実深と定済の両弟子を座主職に就かせた憲深の意図を探ると、そこには金剛王院流との対立のみならず、三宝院流内部においても成賢以来の法流の正統をめぐる対立があったことが明らかになる。成賢が嫡弟としたのは憲深ではなく道教であったが、その道教に始まる地藏院流もまた成賢からの嫡流を主張したのである。そのため道教や憲深といった成賢の弟子が興した法流は、広義では三宝院流に属するものの、互いに成賢の正統を主張し

て競い合う関係となる。さらに両法流がともに三宝院流に属するという点で、この対立は複雑な様相を呈していく。

親快は道教から三宝院を譲与されていたが、道教の死去後の建長2年には憲深から伝法灌頂を受けている⁵⁵。道教という後ろ盾を失くした親快は憲深の弟子となり、憲深の次に三宝院を継承すべき旨の令旨⁵⁶を宣陽門院（観子）から得るなど、三宝院と法流の継承に努めていた。そのため、三宝院をめぐる親快と定済は相論を繰り返すこととなり、その対立は両者の弟子にまで引き継がれていく⁵⁷。

この三宝院をめぐる相論からも窺えるように、親快は三宝院流の正統を称し得る存在であった。また、定済は座主に就任した翌年の正嘉元年（1257）に反定済派の蜂起に遭うが、後世に『醍醐寺新要録』を編纂した第80代座主の義演は、この一件は親快が企てたものと述べている⁵⁸。この事件と同年の12月28日に憲深が定済へ三宝院を譲与していることを鑑みるならば⁵⁹、憲深が事件の背後に親快の陰をみて、危機感を強めたことの表れと捉えられるであろう。ではなぜ親快に対抗するためとして三宝院を譲ったのが、嫡弟の実深ではなく定済であったのか。その主たる要因としては、当時の治天の君である後嵯峨院の乳母子という定済の出自⁶⁰から得られる、朝廷との人脈への期待が考えられる。すなわち金剛王院流や地藏院流との対立など、当時の醍醐寺で生じていた、座主職と法流をめぐる複数の対立に対処するべく、世俗権力の庇護を頼める定済に座主職と三宝院を譲与したと推察されるのである。

憲深を筆頭とする三宝院流門徒は、金剛王院流の座主が続いた経験から、座主職と座主房とを併せて継承する必要性を強く意識するようになっていたであろう。そこで金剛王院流との対立下で一度座主房であることを否定し、三宝院流の拠点、つまり私的な院家として位置付けた三宝院を再び公の役割を担う座主房とし、座主の定済に譲った

と捉えられる。しかしその一方で、先述の実深に対する報恩院の譲状にはみられた聖教や書籍等に関する記述が、定済への三宝院の譲状では見当たらないなど、憲深から定済へと法流が相承された形跡はみられない。したがって憲深は三宝院を再度座主房にするとともに、法流は座主職及び三宝院と切り離れたといえる。すなわち三宝院は寺務の拠点として座主が継承し、報恩院は報恩院流の拠点として嫡弟が相承する院家と位置付け、憲深は両院家に明確な役割の違いを与えたのである。

こうして従来三宝院流の嫡弟が師資相承してきた座主職と法流とを別々に継承させることは、座主職や三宝院流の嫡流をめぐる、金剛王院流や地藏院流との対立に備えた措置と考えられるだろう。まず金剛王院流との座主職をめぐる対立を受け、三宝院を座主房として位置付ける必要性が高まっていた。それに加えて、成賢以来の法流の正統をめぐる地藏院流との対立が生じたことから、敢えて三宝院と法流とを切り離し、地藏院流の関与が及ばない報恩院とともに法流を継承させようとしたと推察されるのである。実際に『讓補次第』における三宝院の記述も、実深の場合は「住三宝院」となっており、三宝院を相伝していないことを表している。

5. 世俗権力と結び付く三宝院

定済～定勝

建長8年（1256）6月18日に座主となった定済は、憲深の期待通り醍醐寺内で権勢を誇った。定済は文永10年（1273）まで約17年間座主職にあり、さらに一度弟子の道朝に座主職を譲り検校となるが、建治2年（1276）に復任し⁶¹、翌年、弟子の定勝に座主職を譲り直している。道朝に関しては「三宝院相伝」でも「住三宝院」でもなく「宝池院同宿」と記されており、仮の座主であったことが窺えるため、定済の後継者はその後座主となった定勝と考えられるだろう。また定勝は弘安6年

(1283) に弟子の道性に座主職を譲り検校に就くが、その前年まで定済は存命であり、定済はその影響下にあったとみられることから、定済は亡くなるまでの間、事実上醍醐寺のトップであり続けたといえる。こうして長期間醍醐寺を治めていた定済であったが、その一方で寺内の衆徒から「悪党」の張本人として座主の辞職を求める相論を起こされた⁶²ほか、定済が道朝に座主職を譲ろうとした際にも異議が唱えられる⁶³など、寺内で強い反発も招いていた。

そうした中、弘長3年(1263)9月6日に憲深が死去する⁶⁴と、定済はその直後に憲深の遺跡をめぐって実深と相論を展開した。この相論で定済は三宝院の本尊や聖教の返還を求めて朝廷に申し入れをしており⁶⁵、定済と実深による、三宝院流の相承に関する相論であったことが分かるが、結論としては実深の報恩院相承が認められる反面、定済の主張は聞き届けられなかった。また定済は、憲深の遺跡等をめぐる相論とともに、憲深の嫡流を求めてもいた。永仁6年(1298)の憲淳置文案⁶⁶によれば、これもまた弘長年間(1261~1264)のこととされている。だがその結果、実深が憲深の嫡流として認められることになり⁶⁷、憲深の跡を継ごうとする定済の試みは失敗に終わった。

なおここで、定済が実深に対し三宝院の本尊や聖教の返還を求めている点に注目したい。定済の訴えを受けて報恩院経蔵内に「三宝院本尊已下文書」が混入しているならばそれらを定済に渡すようにとの後嵯峨院の院宣が出されている⁶⁸が、その後も定済が再三同様の要求をしていることより、本尊や聖教の返還が叶っていなかったことが窺える⁶⁹。『醍醐雑事記』によると三宝院には灌頂院(堂)のほか経蔵・宝蔵などがあり、本尊に加え、聖教や歴代の証文など、醍醐寺の重書を豊富に有していた⁷⁰。こうした重書が安置された経蔵を有する三宝院を法流の拠点としたことによって、三宝院流の門徒は定海以降、三宝院流から座主が立つことの正統性を主張し得たものと考えられる。

そのため勝賢・成賢が覚洞院・遍智院を法流の拠点として位置付けてもなお、結局のところ三宝院流の拠点は定海以降師資相承し続けた三宝院であり続けたのである。これらのことと定済の訴えとを併せ考えると、憲深は座主房たる三宝院には寺務に不可欠な重書を残す一方で、法流の拠点とする報恩院には三宝院流の法脈に関わる重書を移したと推察されるだろう。だが三宝院流の正統を称する定済にとって、その根拠となる本尊や聖教は欠くことのできないものであり、返却を強く求めたと捉えられるのである。

三宝院と世俗権力

これまでみてきたように定済は座主としての権勢を誇る一方で、憲深の遺跡や法流の継承は叶わなかった。それは同時に、三宝院流嫡流の継承者であることを根拠に権力基盤の安定を図ることが難しいことを意味していた。そのため定済は三宝院流の正統性を主張し続けるものの、実際のところは座主として寺務を担うことと、自らの出自による世俗権力からの庇護を頼みに、寺内での実権を掌握していったものと捉えられる。だがそもそも定済の師である憲深もまた、師僧である成賢から嫡弟に選ばれなかったにもかかわらず、座主職をめぐる三宝院流と金剛王院流との対立を機に三宝院流の筆頭となった。成賢嫡弟の道教の早世後にその嫡弟として親快がいたにもかかわらず、憲深が法流の頂点に立ったことは、成賢、道教の意向を憲深の実力が覆したことを意味している。

つまりこの時期は寺内で生じる様々な対立を背景に、ときには実力が師資相承の原則を超越することさえ可能であったといえるだろう。そして定済もまた、法流の正統として認められることは叶わなかったが、長きに亘って醍醐寺の座主・検校に就き、憲深嫡弟の実深よりも権勢を誇ったのである。そして三宝院自体もまた、三宝院流内での分派を経て三宝院流の拠点としての存在意義が薄れ、さらには憲深によって法流と切り離されたことにより、寺務を担う醍醐寺政所の機能を有する、

座主房としての役割が強まっていくこととなったと推察される。そしてこうした醍醐寺座主と三宝院の性質の変化は、世俗権力と結び付きを強めていく、鎌倉末期以降の各院家の姿を代表するものと捉えられるのである。

世俗権力と結び付く三宝院の変化は、『讓補次第』の前半部に掲載された文書にも表れている。その点について、1章での論及を避けた④弘安2年5月9日亀山院院宣に焦点を当てて考えたい。この院宣は座主の定勝に向けて三宝院相承を安堵するものであるが、その内容から三宝院の相承について訴えがあったことが判明する。このことから、当時の三宝院では師資相承に基づいた譲与の効力が弱まり、世俗権力の安堵を以て相承を保証してもらう必要性が高まっていたことが窺える。何より、この院宣の前に掲載された定海讓状や元海・明海の起請文は、三宝院の師資相承の根拠となるものであったが、それに対して院宣という世俗権力からの安堵を証明するものが挙げられたこと自体が、三宝院の変質を如実に示している。すなわち三宝院が他の院家に対して有する優越性の根拠が、師資相承の法流の拠点であることから、寺務の実権を握る座主房であることに転換しており、そうした三宝院の継承にあたっては、これまで以上に世俗権力による保証が必要とされたと捉えられるのである。

道性～実勝

『讓補次第』は、醍醐寺座主及び三宝院の性質が大きな転換期を迎える時期にその記述が終わりを迎える。道性の次は、弘安10年（1287）に実勝が座主に就任する。しかし実勝については寺務を司る能力がなく、権力をほしいままにしたとあり、前座主の道性が通海に三宝院を譲り、加えて座主補任の御教書を出したところで『讓補次第』の記述は終わる。最後にこの実勝の記述について検討を加えたい。

この実勝に関する記述には、他の座主と比べて不自然な点がいくつか見受けられる。まず道性が

実勝に座主職を讓補した旨の記載がみられず、その座主就任の根拠は「任寺家之故実」、「依門跡流例」とされている。次に実勝が誰の弟子か、三宝院を相伝したのか居住したのかなど、実勝に関する情報が欠落している。加えて実勝が座主に適さない旨を「非知法非宿老」、「無勞効無拳達」、「横以補」と述べており、それ以前にはみられない辛辣な表現となっている。これらは実勝に反発する立場の者が、実勝の座主就任が師資相承の理に適ったものではなく、能力上も座主には適さないと主張して記したものと捉えられるであろう。一方で道性による通海への三宝院の譲与は「任相承」とあり、相承による正統性を唱えている。『讓補次第』で三宝院の譲与に関して直接的な記述がなされることもこれより前にはみられないことであり、通海の三宝院譲与を正統化するための文言といえよう。したがって実勝に関する一連の記述は、通海側の人物によるものと判断できるのである⁷¹。

では通海は実際に座主職に就任し得たのだろうか。『醍醐寺新要録』⁷²で確認すると、実勝の次代の座主は聖兼であり、その後も通海は座主に就任していないことが判明する。そもそも醍醐寺座主は先代の座主等師僧の拳状を以て官符が下され、補任されるものであった。しかし道性は官符を得るための拳状ではなく、通海を座主に補任する旨の御教書を出しており、この点からも通海の座主補任には難があったことが窺えるだろう。

おわりに

以上、本稿では醍醐寺を統括する座主の讓補経緯を基にしなが、平安・鎌倉期にかけての醍醐寺三宝院と座主職の特質に関して検討を加えた。『讓補次第』を詳細に読み解くことにより、三宝院流の相承、世俗権力とのつながりといった要素が複雑に絡みあい、当該期の三宝院と座主職の在り方を特徴付けていた様子が鮮明になった。

醍醐寺において座主職と付法の嫡弟とが結び付いたのは第11代座主明観・第12代覚源のときであり、座主職と法流の継承が結び付いた点で座主職譲補の最初の画期となった。次いで第14代勝覚の弟子が法流を分派したことに伴い、座主職は第15代定海以降、三宝院流の拠点である三宝院とともに継承されることになった。つまり座主職の継承が師資間での譲与に留まらず、院家と結び付いた法流の相承にも関わるものとなったことが、座主職譲補の第二の画期と捉えられる。また定海と元海が座主の時期に、三宝院は三宝院流の拠点としての院家であると同時に、醍醐寺政所の役割を担う座主房でもあるという、公私双方の性格を有するものになった。

続いて三宝院の位置付けに変化が生じるのは、第18・20・22代座主勝賢と第24・26代成賢のときである。両座主は座主房としての三宝院は維持しつつ、それとは別に個人の法流の拠点となる院家を所持し、座主を退いた後も寺務の実権を握っていた。こうした両人の動向は座主職と三宝院流の相承者が一致しない状況を生じさせ、座主房としての三宝院を法流と分離させる働きかけとも捉えられるものであった。その結果、成賢の死後に金剛王院流の座主賢海が立ち、座主房である三宝院が金剛王院流の下に渡る危機を招くことになった。

そこで三宝院門徒は三宝院から座主房の要素を外し、三宝院流の拠点として譲状を以て師資相承される院家へと、三宝院の性格を大きく変更させた。だがそれは同時に、法流内での師資相承によって完結していた三宝院の譲与に関して、外部からの安堵を求めることを意味しており、三宝院の相承が法流外の権力関係に左右される契機となるものであった。

その後第35代座主憲深のときに座主職は再び三宝院流の下に戻るが、金剛王院流の座主が続いた経験から、三宝院流門徒は座主職と座主房とを併せて継承する必要性を強く意識するようになって

ていたと考えられる。そこで憲深は金剛王院流との対立下で一度座主房であることを否定し、三宝院流の拠点、つまり私的な院家として位置付けた三宝院を再び公の役割を担う座主房とし、座主の定済に譲与した。一方で法流は座主職及び三宝院と切り離して相承させる手段をとり、自らが院家に発展させた報恩院を三宝院流の正統を継ぐ院家と定め、法流とともに嫡弟の実深に相承させた。こうして三宝院流内での分派を経て三宝院流の拠点としての存在意義が薄れ、さらには憲深によって法流と切り離された三宝院は、寺務を担う醍醐寺政所として機能する、座主房としての役割を強めていくこととなる。

またこの時期に至ると三宝院流内部においても正統をめぐる対立が生まれ、法流内外の様々な対立を背景に、ときには実力が師資相承の原則を超越することさえ可能となっていた。これは憲深の座主就任にその端緒がみられるが、憲深から嫡弟に選ばれなかった定済もまた、世俗権力との結び付きを活かしなが、長きに亘って醍醐寺の座主・検校に就き、憲深嫡弟の実深よりも権勢を誇った。そして実力のある者が師資相承の原則を覆し得る状況は、寺内への世俗権力の介入を顕著なものとしていき、やがて観応の擾乱などを背景に世俗権力の興亡が、三宝院をはじめとする院家の存亡にさえ直結する状況になっていく。そうした動きはやがて第65代座主賢俊を経て第74代満済に結実される、世俗権力を背景に圧倒的な力を保持する座主の存在⁷³へと発展していくと考えられるが、この過程の検証は今後の課題としたい。

註

- 1 中島俊司『醍醐寺略史』醍醐寺寺務所、1903年、佐和隆研『醍醐寺』東洋文化社、1976年。
- 2 伊藤清郎「中世の醍醐寺」(同『中世日本の国家と寺社』高志書院、2000年)、大隅和雄『聖宝 理源大師』醍醐寺、1976年、土谷恵「小野僧正仁海像の再検討―撰関期の宮中真言院と醍醐寺―」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』

- 吉川弘文館、1987年)。
- 3 永村眞「[院家]と[法流]—おもに醍醐寺報恩院を通して—」(稲垣栄三編『醍醐寺の密教と社会』山喜房佛書林、1991年)。
 - 4 土谷恵「中世初頭の醍醐寺と座主職」、「座主房の組織と運営—中世前期の醍醐寺三宝院—」(同『中世寺院の社会と芸能』吉川弘文館、2001年、初出は1988年、1991年)、藤井雅子「南北朝期における三宝院門跡の確立」(同『中世醍醐寺と真言密教』勉誠出版、2008年、初出は2002年)。
 - 5 大田壮一郎「室町殿の宗教構想と武家祈禱」(同『室町幕府の政治と宗教』塙書房、2014年、初出は2004年)、橘悠太「南北朝期における醍醐寺三宝院光濟と室町幕府」(『日本史研究』626、2014年)、小池勝也「南北朝末期の醍醐寺三宝院院主と理性院院主—宗助の座主就任の背景—」(『日本歴史』813、2016年)。
 - 6 『統群書類従』4下。
 - 7 『群書解題』5。
 - 8 醍醐寺文化財研究所編『醍醐寺新要録』上・下、宝蔵館、1991年(以下『新要録』と略記)、巻第14「座主次第篇」。『群書解題』5では成立年を弘安10年7月から正応元年7月と推察しているが、正応元年の7月とする根拠が見出せなかったことから、12月とした。
 - 9 なお『讓補次第』に記載されているのは抄出であり、全文は東京大学史料編纂所架蔵写真帳(以下、史料編纂所写真帳のように略記)『醍醐寺文書』76函56号にみられる。なお活字化したものは、土谷恵「中世初頭の醍醐寺と座主職」(註4所掲)、16—19頁に掲載されている。
 - 10 『大日本古文書 醍醐寺文書』1巻177—1号文書(以下『醍』①177—1のように略記)掲載の同文書の日付は6月13日である。
 - 11 『醍』②439—5には、同一文書から本史料とは別の箇所、具体的には観音堂、延命院、大智院に関する箇所を抜粋したものが掲載されている。
 - 12 ③の明海起請文では御修法秘事を「不可伝受化門化所人事」とあるが、同文書である『醍』①177—2では「不可伝授他門他所人事」とあり、内容からみて後者と捉えるべきであろう。
 - 13 『讓補次第』、『新要録』巻第14「座主次第篇」・「讓補篇」。
 - 14 『新要録』巻第10「三宝院篇」、巻第11「無量寿院篇」・「金剛王院篇」、巻第12「報恩院篇」・「理性院篇」、巻第14「座主次第篇」等。
 - 15 院家が師資相承された早期の事例としては、醍醐寺を創建した聖宝の住房である延命院が元杲に付属されたことが挙げられる(『新要録』巻第1「延命院篇」)。
 - 16 『弘鑑口説』(『統群書類従』27上)。
 - 17 『新要録』巻第14「座主次第篇」。
 - 18 天承から長承への改元は天承2年8月11日であるため、厳密に言うならば天承2年5月27日である。
 - 19 座主就任の年月日より、『讓補次第』前半部掲載の②元海起請文・③明海起請文は、明海の座主就任に伴い作成されたとみるべきであろう。
 - 20 土谷恵「房政所と寺家政所—十二世紀前半の醍醐寺と東大寺—」(同『中世寺院の社会と芸能』(註4所掲)、初出は1988年)。
 - 21 『讓補次第』、『新訂増補国史大系 尊卑分脈』3(以下『尊卑分脈』3のように略記)。勝覚と明海はともに源師房孫で俊房息の兄弟である。
 - 22 『新訂増補国史大系 愚管抄』等。なお永暦元年2月20日には、後白河院の命により藤原経宗・藤原惟方が平清盛の郎党によって内裏で捕縛されている。
 - 23 『尊卑分脈』2。
 - 24 土谷恵「中世初頭の醍醐寺と座主職」(註4所掲)の註60参照。
 - 25 『尊卑分脈』3。
 - 26 『平安遺文』補遺230号。
 - 27 『密宗血脈鈔』中(『大日本史料』第4編之17補遺、建久7年6月22日条)。
 - 28 『醍醐雜事記』巻10。また、こうした座主職をめぐる乗海・実海と勝賢との間の対立は、寺内の院家の相承にも影響を及ぼした。勝賢は大智院や遍智院といった、寺中の主要な院家をめぐって寿海・八条院と相論を起こしており(『玉葉』文治4年5月20日条)、この背景には座主職をめぐる対立があったと考えられる。なおこれらの院家は、結果的に成賢が相伝することになった(『醍』②410～413)。
 - 29 『醍醐寺座主次第』(『大日本史料』第4編之9、建永元年10月19日条)、『新要録』巻第14「座主次第篇」。
 - 30 『醍醐報恩院血脈』(『統群書類従』28下)、以下『報恩院血脈』と略記。
 - 31 『新要録』巻第14「座主次第篇」。
 - 32 厳密に言うならば貞応3年である。
 - 33 同日(安貞3年3月5日)に寛喜に改元されている。なお『新要録』巻第14「座主次第篇」には安貞2年3月5日に光宝が座主に復任したとある。
 - 34 成賢が検校の間、後続の座主は座主讓与後に検校に就いておらず、この点からも成賢が実権を握っていたことが窺える。
 - 35 実海は乗海の弟子であったが、同時に勝賢の弟子にもなっていた。また聖海については「三宝院」

- とのみ記されているが、おそらく「住三宝院」とされるべきであったと推察される。
- 36 土谷恵「中世初頭の醍醐寺と座主職」、「座主房の組織と運営」（註4所掲）。
- 37 『醍醐雑事記』巻10、『醍』①196、築島裕翻字「醍醐寺蔵本 伝法灌頂師資相承血脈 一卷」（『醍醐寺文化財研究所 研究紀要』1、1978年、以下『伝法灌頂師資相承血脈』と略記）。
- 38 『醍』①196。
- 39 史料編纂所謄写本『三宝院流嫡々相承次第』、『鎌倉遺文』4182号。
- 40 土谷恵「房政所と寺家政所」（註20所掲）。
- 41 『醍』①208-2、②341-6。両文書は同内容の案文である。なお、成賢の処分の詳細に関しては拙稿「醍醐寺の相続にみる院家・寺家の関係の変化」（『お茶の水史学』59、2016年）で述べている。
- 42 『新要録』巻第14「座主次第篇」。
- 43 『新要録』巻第14「座主相論篇」。
- 44 『鎌倉遺文』4353号。
- 45 『鎌倉遺文』4577号。
- 46 土谷恵「座主房の組織と運営」（註4所掲）。
- 47 『鎌倉遺文』4987号。
- 48 ①康治2年6月1日付けの定海讓状中には三宝院の灌頂院や経蔵を譲与する記述が、勝賢讓状（『醍』①182）には「寺家事」と三宝院経蔵の納物等を座主実継に譲る記述があるが、両者とも三宝院自体を譲与するものではない。
- 49 『鎌倉遺文』7842・8180号等。
- 50 『諸門跡伝』1（史料編纂所謄写本『華頂要略』150巻140）。
- 51 『新要録』巻第14「座主次第篇」。
- 52 この時期の憲深の動向は、林文字氏が詳しく論じている（同「『報物集』にみる報恩院憲深一鎌倉中期における醍醐寺の一断面」（稲垣栄三編『醍醐寺の密教と社会』（註3所掲）））。
- 53 『新要録』巻第12「報恩院篇」。
- 54 『醍』②306-2・321-1、④870、⑩2301-10。
- 55 『鎌倉遺文』4987号、『野沢血脈集』2（『大日本史料』第5編之34、建長2年11月20日条）。
- 56 『醍』⑩2301-4・5。
- 57 『醍』②331、④871、⑦1387・1388等。三宝院をめぐる対立の詳細は拙稿「付法状の役割と作成意義一醍醐寺僧憲深の処分を中心に一」（『日本史研究』掲載確定、号数未定）で扱っている。
- 58 『新要録』巻第14「座主相論篇」。
- 59 『醍』④870、⑩2301-10。
- 60 定済は父が土御門定通、母が後嵯峨院の乳母の藤原光親女子である（『尊卑分脈』2・3、『血脈鈔』
- 「野・三宝院流事」（『続真言宗全書』25、続真言宗全書刊行会、1985年）。
- 61 『新要録』巻第14「座主次第篇」。『讓補次第』には定済の復任の年月が記載されていない。
- 62 この相論については近年西田友広氏が、醍醐寺内部における座主定済派と非定済派の争いであったことを明らかにしている（同「醍醐寺座主定済と悪党」（『鎌倉遺文研究』32、2013年））。
- 63 『醍』③573・574。
- 64 『報恩院血脈』。
- 65 『醍』②323・325・332・333・336~338、③571。
- 66 『醍』②354-1。
- 67 『弘鑊口説』（註16所掲）。この後も定済は法流の正統を主張し続け、憲深からの法流は実深の「報恩院流（水本流）」と定済の「三宝院御流」とに分派し、三宝院流内部において、実深と定済、さらには地蔵院流の親快のそれぞれが三宝院流の正統を主張して対立していくことになる。
- 68 『醍』②323・325。
- 69 『醍』②332・333・336~338、③571。
- 70 例えば、勝賢が初度の座主職を辞した際に「件書籍并先師秘記等、凡勝覚定海又嚴覚寛信等自抄等、都皮子四合、所納三百余卷」を醍醐寺から高野山に持ち出しているが、これらは三宝院経蔵の納物であった（史料編纂所写真帳『醍醐寺文書』103函129号。これらは座主乗海が責め取って返納したという（土谷恵「中世初頭の醍醐寺と座主職」（註4所掲））が、この事例のみでも、三宝院が有する聖教・書籍等の量と重要性を窺い知ることができるだろう。
- 71 加えて「以通海讓賜三宝院、可申補座主」と、道性に対しては敬語を用い、通海には謙讓語を用いていることも、通海側の人物が記した根拠のひとつといえる。なお本稿で扱ってきた『続群書類従』記載の『讓補次第』はその底本自体が写本であり、『讓補次第』がひとりの人物によって記されたものか、複数人の手に互って書き継がれてきたものか等の問題を明らかにすることは叶わない。そのため『讓補次第』全体の著者を通海側の人物と断定するには至らないが、少なくとも実勝の欄を記した者はそのような人物であると推定できる。
- 72 『新要録』巻第14「座主次第篇」。
- 73 森茂暁「三宝院賢俊について」（同『中世日本の政治と文化』思文閣出版、2006年、初出は1990年）、同『満濟』ミネルヴァ書房、2004年。

〔付記〕本稿は、JSPS科研費 15J12377による研究成果の一部である。

【表】醍醐寺歴代座主一覧（初代～第42代）

| 歴代 | 法名 | 在職年 | 師僧 | 院家の記述 | 法流 | 備考 |
|----------|------------|---------------------------------------|----------|-------------|------|--|
| 1 ～10 | 觀賢 ～慶助 | 「被付寺務於口宝僧正之門流、非必師資讓補之儀」 | | | | |
| 11 | 明觀 | 長徳4年(998)12月17日 ～寛仁2年(1018)12月26日 | 觀賢 | | | 「寛仁二年、当座主職永可讓補門弟之由、被宣下之」 「白爾以降(中略)、偏以師範之拳状、被下官符矣」 座主職讓補後、檢校職に就任した最初の事例 |
| 12 | 覺源 | 寛仁2年(1018)12月26日 ～康平2年(1059)10月 | 明觀 | | | |
| 13 | 定賢 | 康平5年(1062)8月29日 ～応徳3年(1086)6月16日 | 覺源 | | | 座主職讓補後、檢校職就任 |
| 14 | 勝覺 | 応徳3年(1086)6月16日 ～永久4年(1116)5月23日 | 定賢 | 三宝院 権僧正 | | 三宝院開祖 座主職讓補後、檢校職就任 |
| 15 | 定海 | 永久4年(1116)5月23日 ～長承元年(1132)5月27日 | 勝覺 | 号三宝院 大僧正 | 三宝院流 | 三宝院流の祖 座主職讓補後、檢校職就任 |
| 16 | 元海 | 長承元年(1132)5月27日 ～保元元年(1156)6月13日 | 定海 | 三宝院相伝 | 三宝院流 | 座主職讓補後、檢校職就任 |
| 17 | 明海 (実運) | 保元元年(1156)6月13日 ～永暦元年(1160)2月18日 | 元海 | 三宝院相伝 | 三宝院流 | 勝賢配流のため乗海に座主職を讓補するが、宣下前に死去 |
| 18 | 勝賢 | 永暦元年(1160)5月1日 ～応保2年(1162)4月9日 | 実運 | 三宝院相伝 | 三宝院流 | 応保2年4月9日座主職停廢、同年9月28日、乗海を座主とすべき旨の宣下がある |
| 19 | 乗海 | 応保2年(1162)9月28日 ～治承2年(1178)3月 | 実運 | 三宝院相伝 | 三宝院流 | 実海に座主職を讓補後、宣下前に死去、勝賢と実海との契約により勝賢選補 |
| 20 | 勝賢 | 治承2年(1178)5月7日 ～治承3年(1179)12月7日 | | 復任 | | 「任乗海之讓、無程得替于実海畢」 |
| 21 | 実海 | 治承3年(1179)12月17日 ～寿永元年(1182)10月25日 | 乗海 勝賢 | 住三宝院 | 三宝院流 | |
| 22 | 勝賢 | 寿永元年(1182)10月25日 ～建久4年(1193)10月11日 | | 復任(三度目) | | 実海の死去により還補、「不及宣下」 座主職讓補後、檢校職就任 |
| 23 | 実繼 | 建久4年(1193)12月30日 ～建仁3年(1203)2月28日 | 勝賢 | 三宝院相伝 | 三宝院流 | 勝賢の意向に従い、弟子良海ではなく成賢に座主職を讓補 |
| 24 | 成賢 | 建仁3年(1203)3月12日 ～元久2年(1205)6月 | 勝賢 | 三宝院相伝 | 三宝院流 | 実繼の意向に従い、良海に座主職を讓補 座主職讓補後、檢校職就任 |
| 25 | 良海 | 元久2年(1205)7月27日 ～建永元年(1206)10月 | 成賢 実繼 | 住三宝院 | 三宝院流 | 「還付座主職於成賢畢」 |
| 26 | 成賢 | 建永元年(1206)10月19日 ～建保6年(1218)9月11日 | | 復任 | | 「不及宣下」 |

| | | | | | | |
|----|----|---------------------------------------|----|--------|-------|--|
| 27 | 光宝 | 建保6年(1218)10月3日 ～承久3年(1221)6月 | 成賢 | 住三宝院 | 三宝院流 | 「返付寺務於成賢、成賢以弟子定範又拳申之」 |
| 28 | 定範 | 承久3年(1221)7月 ～元仁元年(1224)2月25日 | 勝賢 | 住三宝院 | 三宝院流 | 元仁元年2月25日死去、「迄至于十二月、令檢校成賢寺務」 |
| 29 | 聖海 | 元仁元年(1224)12月 ～安貞2年(1228)正月 | 成賢 | 三宝院 | 三宝院流 | 「三品親王惟明御息」 「檢校成賢拳申之間、被宣下了、但依濫行令停廢了」 |
| 30 | 光宝 | 安貞3年(1229)3月5日 ～寛喜元年(1229)5月13日 | 定範 | 復任 | | 「寛喜元年五月有子細(中略)、仍成賢僧正拳申道禪之間、被宣下了」 |
| 31 | 道禪 | 寛喜元年(1229)8月21日 ～貞永元年(1232)5月 | 成賢 | 住三宝院 | 三宝院流 | |
| 32 | 賢海 | 貞永元年(1232)6月25日 ～嘉禎2年(1236)12月 | 泉海 | 住金剛王院 | 金剛王院流 | 座主職讓補後、檢校職就任 |
| 33 | 実賢 | 嘉禎2年(1236)12月26日 ～寛元3年(1245)12月 | 賢海 | 住金剛王院 | 金剛王院流 | 座主職讓補後、檢校職就任 |
| 34 | 勝尊 | 寛元3年(1245)12月19日 ～建長3年(1251) | 実賢 | 住金剛王院 | 金剛王院流 | 「已上三代金剛王院非分補任之間、建長三年有沙汰、改易被返三宝院門跡」 |
| 35 | 憲深 | 建長3年(1251)6月 ～建長6年(1254) | 成賢 | 三宝院相伝 | 三宝院流 | 座主職讓補後、檢校職就任 |
| 36 | 実深 | 建長7年(1255)正月11日 ～建長8年(1256)6月 | 憲深 | 住三宝院 | 三宝院流 | 「檢校憲深僧正次弟子定濟又拳申之間、任讓被宣下」 |
| 37 | 定濟 | 建長8年(1256)6月18日 ～文永10年(1273)11月 | 憲深 | 三宝院相伝 | 三宝院流 | 座主職讓補後、檢校職就任 |
| 38 | 道朝 | 文永10年(1273)12月11日 ～文永12年(1275)正月 | 定濟 | 宝池院同宿 | 三宝院流 | |
| 39 | 定濟 | 建治2年(1276)5月14日 ～建治3年(1277) | | 復任 | | |
| 40 | 定勝 | 建治3年(1277)12月22日 ～弘安6年(1283) | 定濟 | 三宝院相伝 | 三宝院流 | 座主職讓補後、檢校職就任 |
| 41 | 道性 | 弘安6年(1283)10月26日 ～弘安9年(1286) | 定勝 | 三宝院相伝 | 三宝院流 | 「安井宮為門主、任相承、以通海讓賜三宝院、可申補座主之由、被放御教書」 |
| 42 | 実勝 | 弘安10年(1287)7月12日 ～正応元年(1288)12月28日 | 親快 | (記載なし) | 三宝院流 | |

[注記]

- ・『醍醐寺座主讓補次第』を基に、適宜『醍醐寺新要録』巻第14「座主次第篇」、『大日本史料』等から内容を補完した。
- ・三宝院流は実深と定濟との間で「報恩院流(水本流)」と「三宝院御流」に分派するが、両者とも広義では三宝院流に属するため、ここでは一括して「三宝院流」と表記した。
- ・『醍醐寺座主讓補次第』からの引用箇所は備考欄に「」で表記した。